

（防火設備の管理）

第63条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、次に定めるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

- （1）防火区画の防火設備（遮熱力のあるものを除く。）に近接して、延焼の媒介となる可燃性の物品を置かないこと。
- （2）風道、天井等に設ける防火設備は、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

※ 改正経過：制定〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成12年条例第50号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物に設置する防火設備に対する管理上の基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「防火設備」とは、火災発生時に炎を遮る設備であり、建基令第109条に規定するとおり、防火戸、ドレンチャー、その他火炎を遮る設備（防火シャッター等）をいう。
- 2 第1号に規定する防火区画に設ける防火設備の近くには、火災の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならない。
- 3 第1号の「遮熱力のあるもの」には、鉄筋コンクリート製又は鉄筋コンクリート製の防火設備、土蔵造の防火設備など（「防火設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1360号）第一、三関係）がある。
- 4 第1号の「近接して」の範囲については、一般に使用されている鋼製の防火設備は、輻射（ふくしゃ）熱により付近にある可燃物を燃焼させるため、可燃物からの距離は可能な限り大きくすることが望ましいが、最低15センチメートルは確保する。
- 5 第2号に規定する「風道、天井等に設ける防火設備」は、容易に点検できる構造としなければならない。この場合、「容易に点検できる構造」とは、必ずしも露出されたものではなく、点検口などを設けて点検できる構造としたもので足りる。
- 6 防火設備のうち、防火戸について、一般的には常に閉鎖されているもののほかに、煙感知器と連動して閉鎖されるものがある。火災発生時、防火戸が閉鎖されていると、火災はそれ以上ほかの場所に延焼する危険性は著しく低くなるほか、火災により発生した煙についても阻止することができるため、人命や財産などの火災被害軽減に大きな効果を発揮する。しかし、常時閉鎖式の防火戸が施設利用者によってロープなどにより固定され、開放状態となっていた、防火シャッターの降りる位置に荷物が置かれており、火災発生時にシャッターが完全に地面に接地せず、閉鎖ができないうえに、火や熱、煙がほかに流入してしまった、防火戸付近に物が積み上げられていたため、避難経路として使用できなかったという事例が散見されている。一方、平成10年には埼玉県の小中学校で自動の防火シャッターが突然作動し、児童が当該シャッターをくぐり抜けようとしてランドセルが引っ掛かり、うつ伏せの状態ですべての首を挟まれ、死亡する事故が発生している。このことから、防火戸の維持管理が人命と財産の被害を軽減できるかどうかの重要な役割を担っていること、誤作動により大きな事故が発生する可能性があるということを十分に認識しておく必要がある。